

藤氏家伝材料論

平山 圭

現存する『藤氏家伝』は上下、二巻からなる藤原氏の人物伝であり、鎌足・貞慧・武智麻呂の伝記が収録されている。拙論では上巻のいわゆる『鎌足伝』について、編纂材料を推定し、その史料的价值を明瞭にすることを目的とした。『鎌足伝』（以下『伝』）は、『大織冠伝』とも称され、藤原鎌足の事跡・功業を記した漢文伝であり、同時代史を伝える『日本書紀』（以下『書紀』）にはみえない独自の記載を有するとともに『書紀』と共通の文章・語句をも多く載せることで知られている。それ故に『伝』と『書紀』との関係は諸先学により論じられ、現在では、書紀編纂時までにある程度纏まった「原大織冠伝」が成立していたと推定し、「原大織冠伝」を材料の一つとして『伝』と『書紀』鎌足関係記事が成立した、つまり、『伝』と『書紀』は「原大織冠伝」を母とする兄弟関係にあるという横田健一氏の見解⁶⁾がほぼ通説となっている。拙論においても『伝』と『書紀』の記事の共通性に着目し、天平宝字四年（七六〇）頃成立したとされる『伝』の作者が、養老四年（七二〇）に完成された『書紀』の存在を知らず、参照しなかったとは考えられないという観点から、『伝』と『書紀』の関係を中心に検討を進めた。拙論では『伝』を内容から十二の段落に分け、その上で『書紀』記事との対応関係を内容・用字・用語を含めて考察する方法をとった。

ここでは考察の過程を詳細に述べることができないので、以下に数例をあげて概略を記すこととする。

【例一】『書紀』をもとに創造したと考えられる記事

A 『伝』舒明天皇以前のこととして、鎌足が「旻法師之堂」へ「周易」の講義を受けに通った記事。

B 『書紀』皇極三年（六四四）正月乙亥朔条の鎌足が中大兄皇子と共に、「南淵先生所」へ「周孔之教」を学びに通った記事。

右のA Bは両者が各々独自に伝える記事である。内容を比較すると、まず、鎌足が習った学問はA周易・B周孔之教とある。周易は儒教の基本テキスト五経の一つである易経のこと、周孔之教は周公・孔子の教え、すなわち儒教のことであり、両書ともほぼ同じことを述べていると考えてよい。次に、学問を習った相手であるが、A旻法師（僧旻）、B南淵（請安）先生と異なる。僧旻と南淵請安は共に中国への留学経験を持つ学問僧であるが、『書紀』から両者の名を拾い出してみると、僧旻が乙巳の変後、国博士・十師に就任し八省百官の制を定めるなど十一箇所に名がみえるのに対し、南淵請安は留学・帰国記事と今問題としているBの三箇所にしかその名をみることができない。また、僧旻は孝徳天皇をして「若法師今日亡、朕従明日亡」と言わしめ、逝去に際しては天皇・皇祖母尊・皇太子らが使を遣わして弔わしめるなど、天皇家の信頼が厚かった人物である。

『伝』Aと『書紀』Bには鎌足が学識者のもとに学問を習いに通ったという共通点がある。これに前述したことを加味すると、『伝』作者は、『書紀』Bを参考にして、教授者を南淵請安より一層重要人物として『書紀』に描かれている僧旻に改め、『伝』Aを創造したと考えられる。なお、Bが皇極天皇三年とするのに対し、Aが舒明天皇以前のこととするのは、鎌足がより若き頃から修学に励んでいたことを強調したい『伝』作者の意図と考えてよい。

【例二】『書紀』の矛盾を改正したと考えられる記事

C 『伝』

後岡本天皇（皇極）二年歲次癸卯冬十月、宗我入鹿与諸王子共謀、欲害上宮太子之男山背大兄等曰（中略）以某月日、遂誅山背大兄於斑鳩之寺。

D 『書紀』皇極二年十一月丙子朔条

蘇我入鹿遣小德巨勢德太大臣大仁土師娑婆連、掩山背大兄王等於斑鳩。（中略）山背大兄仍取馬骨投置内寢、遂率其妃并子弟等、得間逃出、隱膽駒山。（中略）山背大兄王等四五日間淹留於山。（後略、この後山背大兄王らは膽駒山を降り、斑鳩寺に入って自経する。）

『伝』Cが入鹿が上宮王家排斥を企てたのを「冬十月」と記し、山背大兄王ら害した日付を「以某月日」と曖昧に記すのに対し、『書紀』Dはこの事件の過程を十一月一日のことと記している。しかし、『書紀』Dは十一月一日以降の事柄も同日のこととして記していることが、「山背大兄王等四五日間淹留於山。」とあることからわかる。また、『書紀』同年十月戊午（十二）条には、

蘇我臣入鹿独謀、将廃上宮王等、而立古人大兄為天皇。

とあり、『書紀』にも入鹿が十月の内から上宮王家排斥を謀っていたことが記されている。『書紀』Dには入鹿に攻められた山背大兄王らが膽駒山に「四五日間」待避したとあり、山を降り、斑鳩寺に入り自経するまでにはさらに幾日か要したと考えることも可能である。そうすると、山背大兄王らが歿した月日は不明ということになる。

これらのことを考慮すると、『伝』Cが事件の経過を「冬十月」として描き始め、山背大兄らが誅された（『伝』

は自経と明記しない) 月日を「某月日」とするのは、『書紀』Dと何ら矛盾する記載ではない。『書紀』Dが事件の過程を纏めて「十一月丙子朔条」に記すことに比べ、『伝』Cの方が話に合理性がみられ、『書紀』を参照し、その不明瞭な記載を改作して『伝』に採り入れていった『伝』作者の述作態度を伺うことができる。

【例三】『伝』の成立年代・作者についての推察

E 『伝』

白鳳五年秋八月、詔曰、尚道任賢、先王彝則、褒功報德、聖人格言。其大錦冠内臣中臣連、功俟建内宿祢、位未允民之望。超拜紫冠、増封八千戸。

F 『書紀』白雉五年(六五四) 正月壬子(五)条

以紫冠授中臣鎌足連。増封若千戸。

EFとも同じく鎌足が紫冠に拝され増封された記事であるが、『書紀』Fが「正月」のこととするのに対し、『伝』Eが「秋八月」とする点が異なる。わざわざ『伝』Eは「秋」と記しており、『伝』作者が『書紀』Fの「正月」を「八月」と誤写したとは考えられない。ここで『続日本紀』(以下『統紀』)の次の記事を検討してみる。

G 『統紀』天平宝字二年(七五八) 八月甲子(廿五)条

以紫微内相藤原朝臣仲麻呂任大保。勅曰。褒善懲惡。聖人格言。賞績酬勞。明主彝則。(中略)況自乃祖近江大津宮内大臣已来。世有明德。翼輔皇室。君歴十帝。年殆一百。朝廷無事。海内濂平者哉。因此論之。准古無匹。汎惠之美。莫美於斯。自今以後。宜姓中加惠美二字。禁暴勝強。止戈静乱。故名曰押勝。朕舅之中。汝卿良尚。故字称尚舅。更給功封三千戸。功田一百町。永為伝世之賜。以表不常之勲。別聽鑄錢萃稻及用惠美家印。

『統紀』Gは藤原仲麻呂の大保への任官記事と、惠美押勝という美名・功封・功田を賜り、鑄錢・出挙及び惠美家印使用を許可された際の勅である。『統紀』Gと『伝』Eを比較すると、まず、EGとも昇進・賜封を記す点が共通する。また、功績を讃える文句が、E先王彝則とG聖主格言、E褒功報徳とG賞績酬勞、E聖人格言とG明主彝則と類似していることがわかる。このことから、『伝』作者は、『書紀』Fを材料とし、鎌足の昇進・賜封を記したがその際、『統紀』Gの材料となった勅を参照し、『伝』Eを述作したという推測が可能である。『統紀』の勅に「近江大津宮内大臣」と鎌足のことがみえているのも示唆的であり、『書紀』Fが「正月」とするのを『伝』Eが「秋八月」としているのも、『統紀』Gの材料となった勅に記されていたであろう八月廿五日という日付にひかれた故と解することができる。この私見によれば、『統紀』Gの勅の内容を最も知り得る人物、つまり、勅の対象者であった藤原仲麻呂が『伝』作者である可能性が高くなり、成立時期も天平宝字年間と考えられる。『伝』冒頭の「大師」という作者名らしき記載と『武智麻呂伝』の内容から推測されていた『伝』の作者・成立年代について、『伝』の材料を推定して行く過程で、通説を裏付ける傍証を得ることができた。

これまでは、例一・二にあげた様な『伝』『書紀』間の相違から、『伝』作者は『書紀』を参照しなかったか、参照したとしてもその態度は厳密ではないとされてきた。しかし、考察の結果、『伝』作者は『書紀』の記載を熟知しており、『書紀』記事を同文のまま利用して、或いは『書紀』記事をもとに架空の話を創造して、或いは内容に矛盾のある『書紀』記事を合理的に改作して『伝』を述作した、という私見を得た。『伝』の大部分は『書紀』を主要な材料として、それに詔勅等の公文書や藤原氏に伝わる記録等を参照して述作されたと考えられ、『書紀』に全くみえない記事は『伝』作者による机上での作文の可能性が高い。『伝』記事を利用する場合は、この点を踏まえて置かね

ばならない。

(1) 註

『鎌足伝』と『日本書紀』の関係については横田健一氏の見解がほぼ通説となっている。以下、本文中に通説とある場合は横田氏の次の論文を参照されたい。「藤原鎌足伝研究序説」一九五五年、「大織冠伝と日本書紀」一九五八年（ともに同『白鳳天平の世界』一九七三年、所収）。